

下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画  
(第三次改定)

令和 6 年 9 月  
沖 縄 県

# 目 次

## 第 1 章 はじめに 1

- 1. 実施計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2. 実施計画の性格と役割 . . . . . 1
- 3. 実施計画に位置づける事業の選定 . . . . . 2
- 4. 民間事業者、沖縄県及び地域機関の役割分担 . . . . . 2

## 第 2 章 利活用の目標像の実現に向けて実施する事業 3

- 1. 事業の構成 . . . . . 3
- 2. 事業の実施計画 . . . . . 3
- 3. 事業の成果指標 . . . . . 4

## 第 3 章 実施計画の推進 5

- 1. 事業の実施に向けた取り組み . . . . . 5
- 2. 実施計画の更新 . . . . . 5

### <附属資料 1> 基幹事業の事業概要 . . . . . 附1

基-1 国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業 . . . 附1-1

基-2 下地島宇宙港事業 . . . . . 附1-2

基-3 旅客ターミナルのネット・ゼロカーボン化事業 . . . . . 附1-3

### <附属資料 2> 基幹事業の事業箇所図 . . . . . 附2

# 第1章 はじめに

## 1. 実施計画策定の趣旨

沖縄県では、高度な空港機能と広大な周辺公有地、更には、東アジアの中心に位置する地理的特性など、下地島の有する優位性や発展可能性のある資源・資産を有効活用するための指針として、平成27年3月に「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」（以下「基本方針」という）を策定した。

基本方針は、民間事業者のノウハウ等に基づく主体的かつ実現性・持続性のある利活用を促進することで、宮古圏域並びに沖縄県の経済・社会の発展に寄与することなどを基本的な考え方とした上で、利活用の目標像を定めたものである。

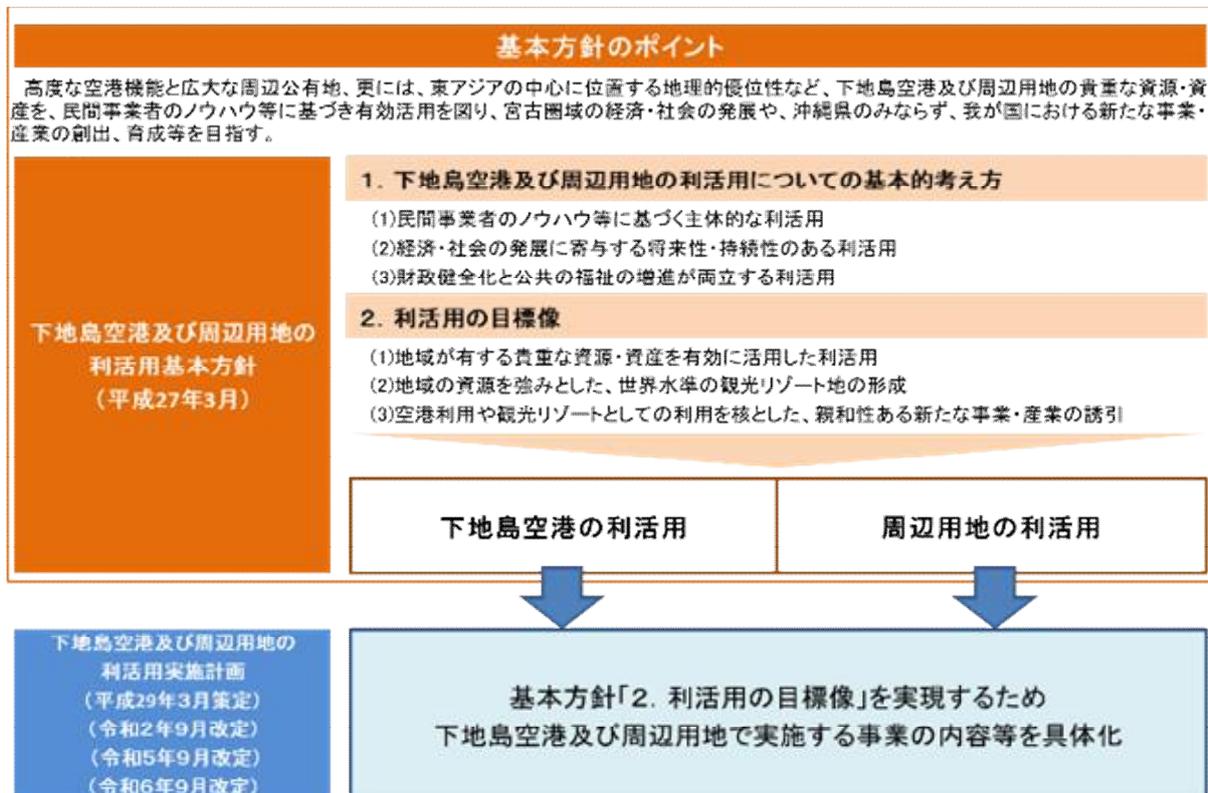
「下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画」（以下「実施計画」という）は、基本方針で掲げた利活用の目標像を実現するため、個々の事業の内容を具体化し、今後の取り組みを明らかにすることを目的に策定する。

## 2. 実施計画の性格と役割

実施計画は、空港及び周辺公有地等の公有財産を有効活用して実施する事業の計画として定めるものであり、基本方針で掲げた利活用の目標像の実現に向けて、下地島空港と周辺用地、それぞれで実施する利活用事業を明確にする。

また、取り組みにあたっては、民間事業者及び地域機関である宮古島市や関係団体等との相互連携により、推進することを目指す。

図1.2 下地島空港及び周辺用地の利活用 基本方針と実施計画の関係

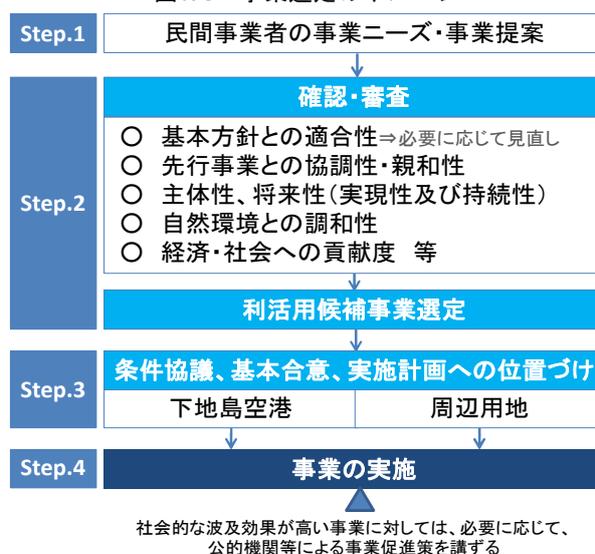


### 3. 実施計画に位置づける事業の選定

基本方針では、民間事業者のノウハウ等に基づく主体的な利活用提案を踏まえて利活用事業の推進を図っていることから、実施計画に位置づける事業については、民間事業者からの事業提案をもとに選定することを基本とする。

新たな事業や産業による利活用の拡大に向けて、引き続き事業選定等に取り組むとともに、社会的な波及効果が高いと認められる事業に対しては、公的機関等による事業促進策を講じて支援し、経済波及効果等の拡大を目指す。

図1.3 事業選定のイメージ



### 4. 民間事業者、沖縄県及び地域機関の役割分担

基本方針では、下地島空港及び周辺用地で実施する利活用事業は、新たな地域の産業として定着し、成長し続けることで、将来にわたり経済・社会の発展に貢献する持続性のある利活用となることを期待している。

これを実現するためには、事業主体である民間事業者と、事業機会の提供者である沖縄県及び地域機関それぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に協力、連携し続けることが重要であることから、実施計画ではこれを明確にする。

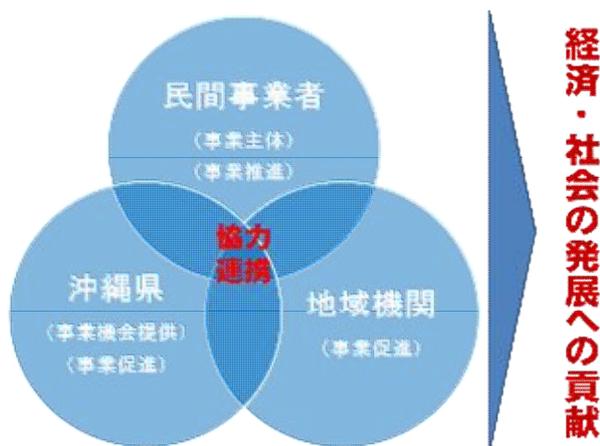


図1.4 役割分担と相互連携、協力のイメージ

表1.4 主体ごとの役割分担の明確化

主体	役割
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下地島空港を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献</li> <li>● 周辺用地を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光客受入体制の整備や魅力ある観光地づくりの推進</li> <li>● 関連公共施設の整備</li> <li>● 誘致・誘客活動等のプロモーションの実施・支援</li> <li>● 地域の公共交通の利便性向上の取り組み</li> <li>● 事業実施環境の整備、協力 等</li> </ul>
地域機関 (宮古島市、関係団体等)	

## 第2章 利活用の目標像の実現に向けて実施する事業

### 1. 事業の構成

実施計画に位置付ける事業の構成は、民間事業者のノウハウに基づき実施される事業活動を「基幹事業」とし、この事業活動を実施するために必要な公的機関が行う「関連社会資本整備事業」及び事業活動を促進させて更なる経済波及効果の獲得を目指す「効果促進事業」に分類する。

※ 構成事業の名称及び定義は、社会資本整備総合交付金制度（国土交通省）を参考とした。

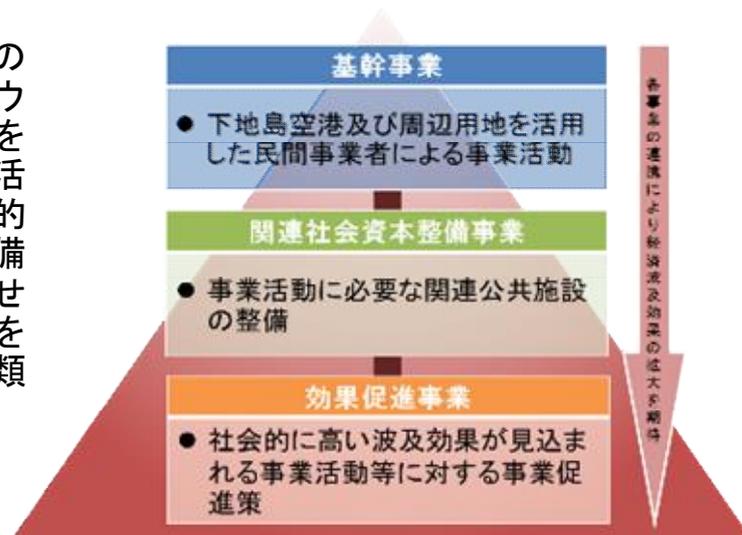


図2.1 事業の分類イメージ

### 2. 事業の実実施計画

番号	事業名	年度別計画										実施主体	実施箇所	
		沖縄21世紀ビジョン実施計画					新・沖縄21世紀ビジョン実施計画							
		後期												
		29	30	31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7~				
<b>&lt;基幹事業&gt;</b>														
基-1	国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業 (掲載年次) 平成28年度	旅客施設調査・設計・工事											民間	空港
基-2	下地島宇宙港事業 (掲載年次) 令和2年度												民間	空港
基-3	旅客ターミナルのネット・ゼロカーボン化事業 (掲載年次) 令和5年度											建設工事 供用開始	民間	空港
<b>&lt;関連社会資本整備事業&gt;</b>														
関-1	下地島空港ターミナル地区整備事業 (掲載年次) 平成28年度	ターミナル地区調査・設計・工事											県	—
関-2	下地島空港構内道路整備事業 (掲載年次) 令和2年度											構内道路調査・設計・工事	県	—

番号	事業名	年度別計画										実施主体	実施箇所
		沖縄21世紀ビジョン実施計画					新・沖縄21世紀ビジョン実施計画						
		後期											
		29	30	31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7~			
効-1	下地島空港旅客に向けたコンテンツ創出事業 (掲載年次) 令和2年度											市	-

### 3. 事業の成果指標

番号	指標名	基準値	目標値	備考
1-1	下地島空港の年間旅客者数 (乗降客数)	18人/年 (H27年度)	57万人/年 (R7年度)	-
1-2	プライベート機受入数	13回/年 (R3年度)	13回/年以上 (R6年度)	-
2	下地島空港からの 宇宙旅行者数	0人/年 (R2年度)	100人/年 (R7年度)	-
3	省エネ性能認証制度 (BELS) による認証	ZEB Ready <sup>※1</sup> (R5年度)	ZEB <sup>※2</sup> (R7年度)	-

\* 1: 再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量を50%以上削減

\* 2: 再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量を50%以上削減し、かつ再生可能エネルギーを加えて、一次エネルギー消費量を100%以上削減

# 第3章 実施計画の推進

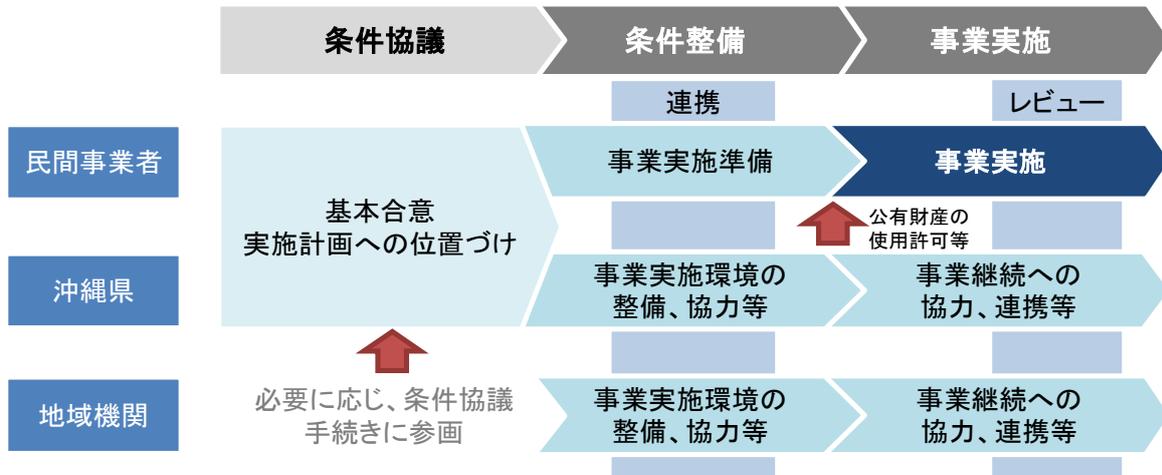
## 1. 事業の実施に向けた取り組み

沖縄県は、実施計画に位置づけられた民間事業者の事業の実施準備が円滑に進むよう、地域機関と連携しながら事業実施環境の整備、協力等の支援を行い、事業の実施準備が整った段階で、民間事業者に対して事業の実施に必要な公有財産の使用許可等を行う。

民間事業者は、使用許可等を受けた公有財産を活用して、基本方針及び実施計画に基づき、公益に資するよう事業を実施する。

民間事業者による事業開始後も、引き続き地域機関と共に事業の継続に向けて必要な協力、連携等を行うとともに、事業の進捗状況についてレビュー（精査・点検）を行う。

図3.1 事業の実施に向けた取り組みのイメージ

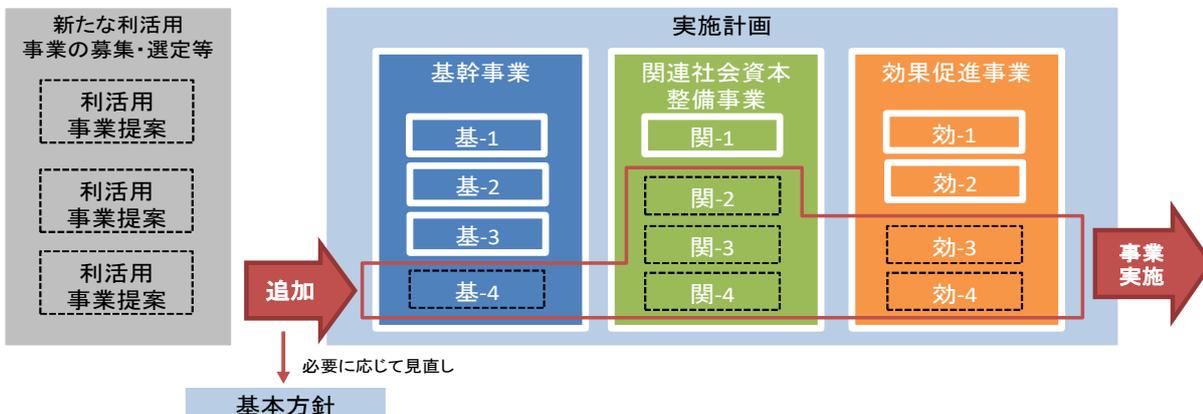


## 2. 実施計画の更新

沖縄県は、基本方針に基づき、今後も下地島空港及び周辺用地の更なる利活用に向けた取り組みを推進し、実施計画の更新を行う。

具体的には、既に実施計画で定めた事業の進捗を考慮しながら、新たな利活用事業の募集・選定等を進め、基本方針との適合性、先行事業との協調性・親和性等の確認・審査を実施しつつ、必要に応じて基本方針の見直しも行いながら、新たな事業として実施計画に追加して行く。

図3.2 実施計画の更新作業のイメージ



## ＜附属資料 1＞基幹事業の事業概要

## 国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業

### <当地域で事業を実施する意義>

リゾート地として高いポテンシャルを有する下地島に所在する下地島空港は、高度な基本施設を有しており、処理容量も大きい。

本空港を活用し、国際線をはじめ、多様な航空機の受入を行うことで、宮古圏域の観光振興への貢献を目指すものである。

### <実施する事業の概要>

- ①旅客ターミナル施設整備事業、②プライベート機受入事業

### <利活用事業者>

三菱地所株式会社  
(東京都千代田区)

※当該法人が別途設立する法人も含む

### ①事業の概要

下地島空港に、1)旅客ターミナル施設の整備、2)プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で国際線定期便、国内線定期便(LCC/新規参入会社等)、チャーター便、プライベート機等、多様な航空機を受け入れる一シヨンの受入体制構築を事業を行う。

### ②事業のイメージ

「空港から、リゾート、はじまる。」をキーコンセプトとし、空港利用者やエアラインの視点に立った施設の整備・運営を行う。宮古圏域の玄関口として、宮古空港と役割分担し、共存共栄していくことを目指す。



旅客ターミナル施設イメージパース  
※関係機関との協議により、変更の可能性があります。

宮古空港

共存・  
共栄

下地島空港

これまでの役割を継続・発展  
宮古圏域の第1空港

新たなニーズの創出・受入  
宮古圏域の第2空港

### ③事業のスケジュール

#### <想定スケジュール>

- 1) 旅客ターミナル施設整備事業
  - 平成29年6月～ 工事・開業準備
  - 平成31年3月 開業
- 2) プライベート機受入事業
  - 令和5年8月 工事着手
  - 令和6年4月 開業

### ④事業の目標(目指す成果)

- 1) 旅客ターミナル施設整備事業
  - <年間航空旅客数目標>
    - 平成31年/開業年(半年) 5.5万人
    - 令和3年 30万人
    - 令和7年 57万人
- 2) プライベート機受入事業
  - <受入目標>
    - 令和6年～ 13回/年以上

## 下地島宇宙港事業

### <当地域で事業を実施する意義>

世界では「宇宙旅行」の商業化が目前となり、拠点となる宇宙港の整備も進んでいる。下地島空港は長い滑走路を持ち、海に囲まれ、広い民間空域を有する機能優位性と、アジア諸国からのアクセスが良く、グローバル客層への地理的優位性を持っている。

### <実施する事業の内容>

下地島空港に「宇宙港」の機能を付加し、各国民間企業が開発を進める有翼型宇宙往還機(スペースプレーン)の離発着場に用いる。

### <利活用事業者>

PDエアロスペース(株)  
(愛知県名古屋市)

※当該法人が別途設立する法人も含む

### ①事業の概要

- ①無人/有人機技術実証事業:実験機開発拠点として利用する。  
上記に加え、宇宙港の機能として必要な、ハンガー、管理棟などを設置し、下記3事業を行う。
- ②テナント事業 :国内外の宇宙機キャリアを誘致し、ハンガー等の施設貸出・利用や機体運航支援などのサービスを提供する。
- ③訓練事業 :宇宙旅行者向け訓練、メディカル検査などを提供する。
- ④観光事業 :飛行実験を含む宇宙機の開発現場や、宇宙旅行の実施などをコンテンツとして、一般の方々の観光スポットとして提供する。

### ②事業のイメージ

「宇宙に行ける島、下地島」をキーコンセプトに、施設やテナント入居者の管理運営を行う。事業は、協力企業と連携して行う。



有翼型宇宙往還機



訓練事業



主要協業パートナー

### ③事業のスケジュール

- 2021年 無人宇宙実験機の飛行試験
- 2022年 ハンガー・観光/訓練施設  
建設、開業準備
- 2023年 テナント事業、訓練事業、  
観光事業本格受入開始

### ④事業の目標(目指す成果)

- 下地島空港からの宇宙旅行者数
- 2025年(R7) 100人/年
  - 2030年(R12) 1,000人/年

## 旅客ターミナルのネット・ゼロカーボン化 事業

### <当地域で事業を実施する意義>

第1期事業にて整備した旅客ターミナルビルは、ZEB Ready \*1の認証を取得しており、一般的な建物に比べ、1次エネルギー消費を68%削減する設計となっている。再生可能エネルギーの使用により、ネット・ゼロカーボン化を計画し、国内初の「空港ターミナルのZEB化\*2」に向けて取り組む。

\*1:再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量を50%以上削減

\*2:再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量を50%以上削減し、かつ再生可能エネルギーを加えて、一次エネルギー消費量を100%以上削減

### <利活用事業者>

三菱地所株式会社  
(東京都千代田区)

### <実施する事業の内容>

太陽光発電事業

### ①事業の概要

現在の旅客ターミナルの電力使用状況から750KWの再エネ発電設備が必要となる。旅客ターミナル受変電所に近い北側未利用地での太陽光発電設備の建設を計画する。

■発電能力 750KW

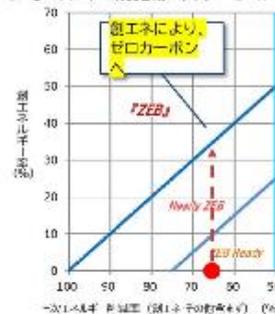
■事業方式：自家消費

### ②事業のイメージ

ターミナル周辺未利用地に太陽光発電所を設置



再生可能エネルギーの「創エネ」により、現状基準値の32%となっているエネルギー消費を削ぎ、ネット・ゼロカーボン化



### ③事業のスケジュール

- 令和6年度 建設工事(土地開発及び太陽光パネル施設)
- 令和7年度 供用開始

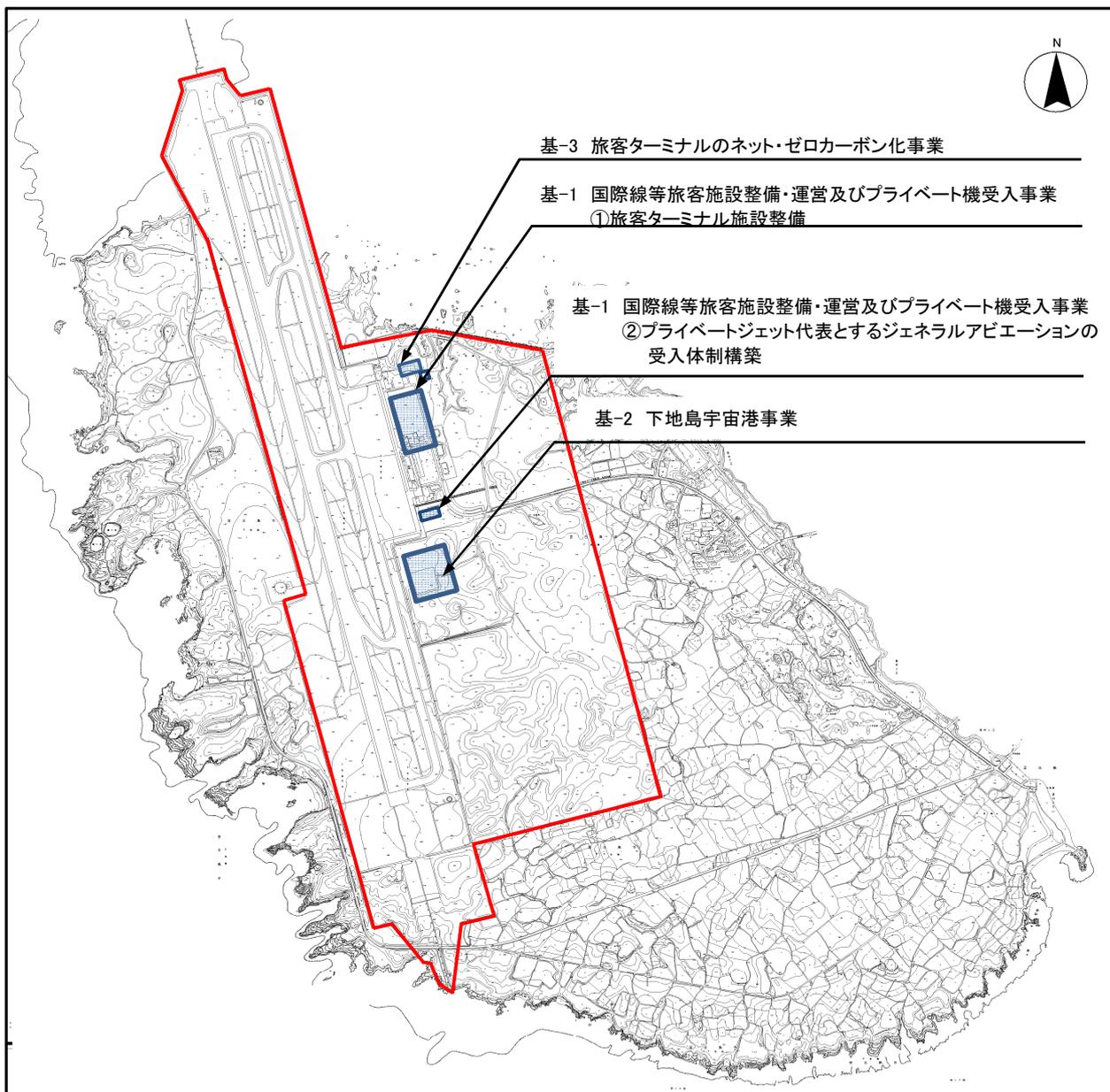
### ④事業の目標(目指す成果)

- 再生可能エネルギーの「創エネ」により、残り32%のエネルギー消費をネット・ゼロカーボン化『ZEB化』
- 1次エネルギー基準値100%削減

## < 附属資料 2 > 基幹事業の事業箇所図

下地島 面積約 954ha

空港告示面積 約361ha



(注) 図中の事業箇所は、概略の事業範囲を示したものである。